

組 対 甲 達 第 1 8 号
平成 1 9 年 3 月 3 0 日

共	00	01	10	160	5年
---	----	----	----	-----	----

部 課 署 長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

北陸地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入の
排除手続きに関する合意書に基づく適切な対応について（通達）

これまでもあらゆる機会を捉えて公共工事からの暴力団排除対策を進めてきたものであるが、この度、国土交通省地方整備局（以下「北陸地方整備局」という。）等発注工事の請負者に対して、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合に警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティーを科すという通報通告制度が導入された。

これに伴い、関東管区警察局の調整を受けて北陸地方整備局との間で下記のとおり合意書を締結したので、同制度の運用に関して事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 合意書の内容

別添「北陸地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」のとおり。

2 通報報告制度の施行時期

平成 1 9 年 4 月 1 日以降の入札公告案件から適用

3 運用上の留意事項

(1) 推進体制の確立

各警察署の暴力団担当課長を公共工事不当介入排除担当官とし、的確な現場対応と管内の不当介入事案及び報告義務違反に関する一元的管理、指導等が可能な体制を確立すること。

また、不当介入事案については、生活安全相談及び暴力団追放石川県民会議への相談というケースも考慮し、本部主管課への通報体制の確立に配慮すること。

(2) 建設業者等関係機関団体への周知

請負者の不当介入事案への的確な対応を徹底するため、建設業界の暴力団排除団体などを活用するなどして本施策の周知を図ること。

(3) 警察職員に対する指導教養の徹底

通報報告制度の施行に伴い、請負者から不当介入に関する被害届、相談等が交番、駐在所等、あるいは執務時間外にも寄せられることが考えられるところ、これらに対する適切な対応を徹底するため、警察職員に対し、本制度の趣旨、対応要領について指導教養を徹底すること。

北陸地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入
の排除手続きに関する合意書

国土交通省北陸地方整備局が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）からの暴力団の排除を一層徹底するため、北陸地方整備局総務部長及び総括調整官（以下「総務部長等」という。）と石川県警察本部刑事部長（以下「刑事部長」という。）は、相互に緊密な連携のもと、発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きについて、以下のとおり合意する。

記

- 1 北陸地方整備局は、発注工事において請負者が暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、当該請負者に対し、石川県警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び北陸地方整備局に報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付けるとともに、これらを怠った場合の措置を講じるものとする。
- 2 刑事部長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者からの通報を受けたときは、その内容を、別記様式1により、速やかに総務部長等に通知するものとする。
- 3 総務部長等は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者から報告を受けたときは、その内容を、別記様式2により、速やかに刑事部長に通知するものとする。
- 4 刑事部長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者が、警察への通報等及び発注者への報告を措置したときは、その内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日法律第77号）に基づく行政命令の発出及び当該請負者、北陸地方整備局職員等関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。
- 5 刑事部長は、4の対応状況について、請負者及び総務部長等に対し適時連絡するものとする。
- 6 刑事部長は、請負者が発注工事において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合には、別記様式3により、速やかに総務部長等に通報するものとする。

7 その他

- (1) 発注工事における暴力団員等による不当介入排除の実施について、総務部長等及び刑事部長は、本合意書に定めるもののほか、個別に取り決めるなどの方法により相互に協力し、積極的な対応を図るものとする。
- (2) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上決定するものとする。

平成 19年 3月 26日

石川県警察本部

刑事部長 川坂

隆



国土交通省北陸地方整備局

総務部長 岡田 俊夫

夫



総括調整官 田村 悦二

二



別記様式 1

番 号
平成 年 月 日

北陸地方整備局総務部長
総括調整官 あて

石川県警察本部刑事部長

北陸地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入に関する通報の受理について（通知）

貴整備局発注工事の請負者から、発注工事において暴力団員等による不当介入について警察への通報等があったので、「北陸地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入排除手続きに関する合意書」記2に基づき、別紙のとおり通知します。

別 紙

取扱警察	県 警察署 課
------	------------

請 負 者	所在地 () -
	名 称
	代表者等 () -
不当介入に 係る行為者	住 所 氏 名
発生日時・ 場所 工事件名	平成 年 月 日 時 分頃 工事件名
請負者からの 通報内容(不 当介入の内容 ・被害の状 況)	
警察への通報 状況	通報先警察署名(県警察 警察署 課) 通報日時 平成 年 月 日 時 分頃

別記様式 2

番 号
平成 年 月 日

石川県警察本部刑事部長 あて

国土交通省北陸地方整備局
総務部長又は総括調整官

北陸地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入に対する請負者からの報告の受理について（通知）

標記について、当整備局発注工事の請負者から報告があったので「北陸地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」記3に基づき、別紙のとおり通知します。

（石川県警察本部からの通知について確認できなかった場合に以下を記載する。）
貴警察本部からの通知について確認できなかったため、貴警察本部において請負者からの通報等について状況をお知らせ下さい。

番 号
平成 年 月 日

北陸地方整備局総務部長
総括調整官 あて

石川県警察本部刑事部長

北陸地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入について請負者が警察への通報等を怠ったと認められる事案について（通報）

貴整備局発注工事の請負者が、発注工事において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、石川県警察本部への通報等を怠ったと認められたため「北陸地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」記6に基づき、別紙のとおり通報します。

別 紙

取扱警察

県 警察署
課

請 負 者	所在地 () -
	名 称
	代表者等 () -
不当介入に 係る行為者	住 所 氏 名
発生日時・ 場所 工事件名	平成 年 月 日 時 分頃 工事件名
請負者からの 通報、捜査上 必要な協力を 得られなかつ た事案(不当 介入の内容・ 被害の状況)	
請負者の通 報、捜査上必 要な協力につ いての対応状 況	